

島根県人権施策推進基本方針 第二次改定 (原案)

～ 「第2章 各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」 ～

(1) 学校教育等における人権教育の推進	……	1
(2) 社会教育における人権教育の推進	……	3
(3) 家庭における人権教育の推進	……	4
(4) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進	……	5
(5) 特定職業従事者に対する人権教育の推進	……	6

平成30年3月19日

人権同和対策課

第 一 次 改 定	第 二 次 改 定 (原 案)
<p data-bbox="129 188 320 220">第2章 各論</p> <p data-bbox="129 268 674 300">I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="129 347 1104 499">人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために「行う」ものとしています。この人権教育を進めるためには、次の4つの側面からの取組が重要です。</p> <p data-bbox="129 547 1104 1090"> ①人権のための教育・・・人権の尊重を目的とする教育のことで、全教育活動の中で人権尊重と人権確立を目指すものです。 ②人権としての教育・・・教育権としての人権を保障する教育のことで、例えば、困難な条件を抱えている子どもをはじめとする全ての子どもが学習できるような取組をしていくことです。 ③人権についての教育・・・人権を内容とした教育のことで、人権についての考え方や人権に関する条約、子どもや女性、高齢者、障害のある人、同和問題等の様々な人権問題について理解と認識を深める教育です。 ④人権を通じての教育・・・人権が大切にされる環境の中での教育のことで、人権という価値観にふさわしい方法や雰囲気のもとで教育が進められることをいいます。 これらの側面を大切に、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を進めていきます。 </p> <p data-bbox="129 1137 595 1169">1. 学校教育等における人権教育の推進</p> <p data-bbox="129 1217 1104 1369">幼児期からの発達の段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める指導を行うとともに、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高めます。</p>	<p data-bbox="1115 188 1305 220">第2章 各論</p> <p data-bbox="1115 268 1659 300">I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="1115 347 2089 467">人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために「行う」ものとしています。</p> <p data-bbox="1115 475 2089 707">そして、これを受けて策定された国内行動計画では、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的な文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化する」としています。</p> <p data-bbox="1115 715 2089 818">県においても、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を進めていきます。</p> <p data-bbox="1115 826 2089 898">また、研修にあたっては、人権をめぐる社会状況の変化により深刻化する課題、新たに発生した課題に重点を置き実施します。</p> <p data-bbox="1115 906 2089 1090">なお、2016(平成28)年9月に実施された島根県人権問題県民意識調査によれば、過去3年くらいの間に人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない人が、回答者の66.4%を占めており、また、研修等の受講回数が多いほど、人権を尊重する意識が高いという明確な相関性が見られます。この結果を踏まえ、研修等による教育・啓発を積極的に推進してまいります。</p> <p data-bbox="1115 1137 1581 1169">1. 学校教育等における人権教育の推進</p> <p data-bbox="1115 1217 2089 1369">学校教育等においては、2015(平成27)年3月)策定「人権教育指導資料 第2集しまねがめざす人権教育(学校教育編)」(以下「人権教育指導資料第2集」)に基づき、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、子どもたち一人一人の実態や背景に細やかに目を向けた教育活動を推進します。</p>

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校段階の連携を進め、教材や指導方法の工夫改善を図ることにより、豊かな人間性を育むとともに、学習意欲や学力の向上を目指し、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

指導にあたっては、教職員自身が自らの人権意識を高めることを基に、「進路保障」など、これまで培われた同和教育の成果や手法を生かしていきます。また、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の学校での効果的な活用を進めます。

①保育所、幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にしている心」を育てる保育（保育所保育指針）を進めることにより、保育内容の充実を図っていきます。

また、幼稚園でも、「幼稚園教育要領」に基づき、人間性豊かな成長を目指して、人権意識の芽生えを育む教育を進めます。

②初等中等教育における人権教育の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、教育活動全体を通じて、

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育てようという理念です。

「進路保障」を柱とした人権教育の推進により、一人一人の人権が保障される教育現場を実現し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる児童生徒の育成をめざします。

学校等においては、次の3つの視点から人権教育をとらえ、教育活動全体を通じて推進していきます。

○人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）

子どもたち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることができるようにすることです。

○人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）

人権が尊重される環境をつくることです。人権が尊重される環境づくりは、教育活動の基盤となるものです。環境づくりとは、学校等の美化や掲示物の工夫等にとどまりません。教職員の姿も子どもに影響を及ぼす教育環境です。

○人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）

人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることです。

①保育所、幼稚園等における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。子どもにとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもあります。保育所、幼稚園等においては、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育てていきます。そして、それぞれ「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」等に基づき、一人一人の発達段階とその特性を十分把握し、人権教育を「保育の目標」に位置づけて実施していきます。

②初等中等教育における人権教育の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、教育活動全体を通じて、計

一人ひとりの学習権を保障した上で、子どもの発達の段階を踏まえつつ、個に応じた指導を徹底し、主体的に問題を解決する力や豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

また、自らの生活や生き方と結びつけながら、広い視野から人権尊重と共生社会についての理解と認識を深めるための取組も進めていきます。

さらに、私立学校における人権教育推進体制確立のための支援を行います。

③研究指定校等における指導内容・方法の充実

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から、人権・同和教育研究校（園）を指定し、教材や指導方法の工夫改善などの実践的な研究を行い、その成果を公表することにより人権教育の推進を図ります。

また、あわせて指定校（園）のPTAの人権教育活動を育成し、地域への成果の波及を図ります。

さらに、高等学校・特別支援学校の地域別研究会を開催し、研究・協議することにより地域別の実情を把握した人権教育を推進します。

④高等教育機関等における人権教育の推進

大学等の高等教育機関等での人権教育の推進を支援するとともに、教職員の人権問題についての理解と対応を求めています。

なお、県立大学においては、大学独自の教育・研究活動を尊重しながら、新入学生を対象とした基本的な人権教育の実施など、人権教育の推進に努めます。

2. 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を重要な課題として取り上げ、家庭教育の充実も考慮しながら、人権に関する学習機会の場を確保し、内容の充実・改善を図る必要があります。その中で、人権問題

画的・組織的な人権教育に取り組みます。一人ひとりの学習権を保障した上で、子どもの発達の段階を踏まえつつ、個に応じた指導を徹底し、主体的に問題を解決する力や豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

また、「差別をしない生き方」を学ぶという視点から、人権課題と自らの生き方がつながる学習を進めていきます。

さらに、私立学校における人権教育推進体制確立のための支援を行います。

③研究指定校等における指導内容・方法の充実

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から、人権・同和教育研究校（園）を指定し、教材や指導方法の工夫改善などの実践的な研究を行い、その成果を公表することにより人権教育の推進を図ります。

また、あわせて指定校（園）のPTAの人権教育活動を育成し、地域への成果の波及を図ります。

さらに、高等学校・特別支援学校の地域別研究会を開催し、研究・協議することにより地域別の実情を把握した人権教育を推進します。

④高等教育機関等における人権教育の推進

大学等の高等教育機関等での人権教育の推進を支援するとともに、教職員の人権問題についての理解と対応を求めています。

なお、県立大学においては、大学独自の教育・研究活動を尊重しながら、憲法など授業の中で人権について学習したり、学生や教職員に対して、人権に関する研修を実施したりするなど人権教育の推進に努めます。

2. 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を重要な課題として取り上げ、家庭教育の充実も考慮しながら、人権に関する学習機会の場を確保し、内容の充実・改善を図る必要があります。その中で、

を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

今後も、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発の推進を図ります。

①様々な場での学習機会の提供

公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を拠点として、生涯学習の講座等が開催されていますが、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、今後も継続して人権に関する多様な学習機会の提供を図るとともに、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。

②指導者の養成、学習情報の提供等

市町村の行政担当者や公民館長、地区内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者としての資質向上を目指します。

また、人権啓発推進センター及び生涯学習推進センターにおいて、人権教育・啓発に関する視聴覚教材の貸出、学習機会・指導者に関する情報の提供を行います。

3. 家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たすものです。

親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、親自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で、子どもに示していくことが必要です。

そこで、関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら、人権感覚が身

人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

今後も、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

①様々な場での学習機会の提供

公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を拠点として、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、今後も継続して人権に関する多様な学習機会の提供を図るとともに、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。

②指導者の養成、学習情報の提供等

市町村の行政担当者や公民館等社会教育施設職員、地区内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者、自主的な学習グループ等の推進者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者としての資質向上を目指します。

また、人権啓発推進センター及び社会教育研修センターにおいて、人権教育・啓発に関する視聴覚教材の貸出、学習機会・指導者に関する情報の提供を行います。

3. 家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たすものです。

親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、親自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で、子どもに示していくことが必要です。

そこで、関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら、親子共に人権

に付くことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。

4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

①企業等における人権教育・啓発の推進

企業等が持続的発展を遂げていくためには、社会的責任（CSR）を果たしていくことが極めて重要となっています。CSR活動とは、法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権尊重や環境保護など、様々な活動に誠実かつ積極的に取り組むことにより、社会の一員として、その責任を果たしていくことです。

企業等には、そうした取組の一環として、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進など、人権の尊重を確保するよう一層の努力が望まれています。

県内の一部の地域では、企業等において、人権・同和問題連絡協議会が組織され、自主的・計画的・継続的な人権教育・啓発が行われています。県は、こうした企業等の取組を踏まえ、島根労働局とも連携し、企業等トップ研修などの公正な採用選考についての啓発や人権に関する各種資料の作成・提供を行うとともに、自主的に行われる研修等へ講師を派遣するなど、その取組を支援します。

感覚が身に付くことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。

4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

①企業等における人権教育・啓発の推進

企業等が持続的発展を遂げていくためには、社会的責任（CSR）を果たしていくことが極めて重要となっています。CSR活動とは、法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権尊重や環境保護など、様々な活動に誠実かつ積極的に取り組むことにより、社会の一員として、その責任を果たしていくことです。（2010（平成22）年には、あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任の手引きとしてISO26000が発行されましたが、「人権」が中核主題の一つとして位置づけられています。）。

企業等には、そうした取組の一環として、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進の実施、従業員に対するハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）の防止など、人権の尊重を確保するよう一層の努力が望まれています。

県内の一部の地域では、企業等において、人権・同和問題連絡協議会が組織され、自主的・計画的・継続的な人権教育・啓発が行われています。県は、こうした企業等の取組を踏まえ、島根労働局と連携して、公正な採用選考についての啓発を実施し、あわせて、採用選考における不適正事象の発生の防止に努めます。その他、人権に関する各種資料の作成・配布、企業等を対象とした講演会等の開催、企業等において自主的に行われる研修等への啓発指導講師の派遣など、その取組を支援します。

②地域社会における人権啓発の推進

「世界人権宣言」などの人権関係国際文書の趣旨や国、県の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を広く県民に提供し、人権の尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けてもらうため、啓発資料の作成、インターネットや新聞・テレビなどのマスメディア、広告媒体としての公共交通機関を活用した広報活動を展開します。

また、幼児から大人まで参加体験できる人権啓発フェスティバル等の県民参加型のイベントを開催するなど、効果的な啓発に取り組みます。

さらに、自主的に人権問題に取り組むNPO等の民間の団体を人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、「みんなで学ぶ人権事業」の活用を働きかけ、その活動を支援するとともに、連携・協力した取組を進めます。

5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権尊重の意識醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。

①公務員

行政に携わるすべての職員には、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

このため、県においては、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での人権教育の推進を行うほか、各地域毎に行政職員や新規採用職員を対象にした研修会を実施しています。

また、自治研修所では、県職員と市町村職員を対象に、新規採用時から管理職登

②地域社会における人権啓発の推進

「世界人権宣言」などの人権関係国際文書の趣旨や国、県の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を広く県民に提供し、人権の尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けてもらうため、**広報誌**などの啓発資料の作成、インターネットや新聞・テレビなどのマスメディアを活用した広報活動を展開します。

また、幼児から大人まで参加体験できる人権啓発フェスティバル等の県民参加型のイベントや**スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動**など、効果的な啓発に取り組みます。そして、**地域において自主的に行われる研修等には啓発指導講師を派遣**するなど、その取組を支援します。

さらに、自主的に人権問題に取り組むNPO等の民間の団体を人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、「みんなで学ぶ人権事業」の活用を働きかけ、その活動を支援するとともに、連携・協力した取組を進めます。

5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権尊重の意識醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。

①公務員

行政に携わるすべての職員には、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

このため、県においては、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での人権教育の推進を行うほか、各地域毎に行政職員や新規採用職員を対象にした研修会を実施しています。

また、自治研修所では、県職員と市町村職員を対象に、新規採用時から管理職登

用時までのほぼ全課程における研修において、人権・同和問題の科目を設定しています。

こうした重層的・複層的な研修の実施により、公務員が同和問題をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において、適切な対応が行えるよう人権教育を充実します。

このほか、住民の代表者である地方議会議員についても、人権教育への積極的な取組を要請します。

②教職員

学校教育においては、子どもの人権が保障された中で、常に人権尊重の視点に立って、指導することが不可欠です。

このため、人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員の人権意識を高めることが重要です。これまでも教職員に対しては、研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図っていますが、今後も、研修内容の充実と情報提供に努め、人権意識を高める取組を推進します。

また、私立学校、国立学校の教職員に対する研修の実施を支援します。

③警察職員

警察職員については、被害者、被疑者その他関係者の人権に配慮した警察活動を徹底するため、職務倫理や人権問題について研修します。警察学校での採用時研修や専門研修に、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」などを定めた「職務倫理の基本」の実践に向けた授業や、被害者支援の授業などを取り入れ人権意識の高揚に努めます。

④医療関係者

県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施しています。今後も、患者等に対する「*インフォームド・コンセント」の徹底やプライバシーの

登用時までのほぼ全課程における研修において、人権・同和問題の科目を設定しています。

こうした重層的・複層的な研修の実施により、公務員が同和問題をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において、適切な対応が行えるよう人権教育を充実します。

このほか、住民の代表者である地方議会議員についても、人権教育への積極的な取組を要請します。

②教職員

学校教育においては、子どもの人権が保障された中で、常に人権尊重の視点に立って、指導することが不可欠です。

このため、人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員の人権意識を高めることが重要です。これまでも教職員に対しては、研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図っていますが、今後も、研修内容の一層の充実と情報提供に努め、人権意識を高める取組を推進します。

また、私立学校、国立学校の教職員に対する研修の実施を支援します。

③警察職員

警察職員については、被害者、被疑者その他関係者や障がい者等の人権に配慮した警察活動を徹底するため、職務倫理や人権問題について研修します。警察学校での採用時研修や専門研修に、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」などを定めた「職務倫理の基本」の実践に向けた授業や、被害者支援の授業などを取り入れ人権意識の高揚に努めます。

④医療関係者

県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施しています。今後も、患者等に対する「*インフォームド・コンセント」の徹底やプライバシーの

尊重、個人情報の保護など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。

また、県立の看護師養成施設においても、人権意識を高めるための教育を推進していきます。

その他の医療関係者養成施設での人権教育の充実や医師会、歯科医師会等の関係団体での人権研修の充実を引き続き要請します。

⑤福祉関係者

地域において様々な生活相談への支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。

このため、各種の機会を通じて人権研修を行っていますが、特に、新任者に対しては、民生委員・児童委員活動の基本として、社会奉仕の精神の堅持とともに、基本的な人権の尊重が重要であることを周知しています。今後も、県民生児童委員協議会と連携を強化し、人権に関する情報の提供など、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

福祉関係職員に対しては、県社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業者の各種研修において、人権研修が実施されており、今後も、利用者の立場に立った福祉サービスの充実が図られるよう研修の充実に働きかけていきます。

また、保育施設職員に対しては、保育士研修・保育従事者研修で引き続き人権研修を行い「人権を大切に作る心を育てる」保育の実践を促進するとともに、各保育施設に対しても人権研修への積極的な参加などを働きかけていきます。

さらに、児童厚生施設職員に対しては、「*ノーマライゼーション」の理念の啓発など、人権研修を実施します。

一方、児童養護施設等に対しては、児童の人権に関する研修の継続的实施について支援していきます。

の尊重、個人情報の保護・管理など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。特に、職員の採用数が多いため、新規採用職員向け研修の充実に努めます。

また、県立の看護師養成施設においても、人権意識を高めるための教育を推進していきます。

その他の医療関係者養成施設での人権教育の充実や医師会、歯科医師会等の関係団体での人権研修の充実を引き続き要請します。

⑤福祉関係者

地域において様々な生活相談への支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。

このため、各種の機会を通じて人権研修を行っていますが、特に、新任者に対しては、民生委員・児童委員活動の基本として、社会奉仕の精神の堅持とともに、基本的な人権の尊重が重要であることを周知しています。今後も、県民生児童委員協議会と連携を強化し、人権に関する情報の提供など、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

福祉関係職員に対しては、県社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業者の各種研修において、人権研修が実施されており、今後も、利用者の立場に立った福祉サービスの充実が図られるよう研修の充実に働きかけていきます。

また、保育施設職員に対しては、保育士等の研修で、保育所保育指針に基づき様々な状況下にある子どもや保護者への配慮や支援について学ぶ人権研修を行い、「人権を大切に作る心を育てる」保育の実践を促進するとともに、各保育施設に対しても人権研修への積極的な参加などを働きかけていきます。

さらに、児童厚生施設職員に対しては、「*ノーマライゼーション」の理念の啓発など、人権研修を実施します。

一方、児童養護施設等職員に対しては、児童の人権に関する研修の継続的实施について支援していきます。

⑥消防職員

消防職員については、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であり、そのため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権に関する講座を設け教育を進めます。

また、職場における人権研修の実施や講演会への参加等について、消防本部に対し要請します。

⑦マスメディア関係者

情報化が進展する今日、人権教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、マスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を持っていることから、マスメディアに従事する関係者において人権教育が自主的に取り組まれるよう要請します。

⑥消防職員

消防職員については、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であり、そのため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権教育を進めることとし、特に、パワー・ハラスメントなどに特化した研修を行います。

また、各消防本部に対しこれらの人権教育が自主的に取り組まれるよう要請します。

⑦マスメディア関係者

情報化が進展する今日、人権教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、マスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を持っていることから、マスメディアに従事する関係者に人権教育の強化を要請します。